

農業委員会議事録

令和元年7月10日
16時00分
3階 第2委員会室

出席農業委員	11名	農地利用最適化推進委員	2名
委員出席者	会長	1番 篠崎 隆、	会長職務代理者 2番 阿部 三千里
	委員	3番 堀田 友紀恵	4番 安武 一明
		5番 松井 和行	6番 吉田 敬二
		7番 石川 賢一	8番 福田 誠
		9番 落石 好紀	10番 笠井 初男
		11番 堺 千賀子	
		農地利用最適化推進委員 岩隈 和重（立花）、落石 廣孝（新宮）	
欠席者	なし		
事務局出席者	竹上課長、高木課長補佐、高野主査		
議 題			
事務局	<p>全員起立、礼、ご着席ください。 総会出席者数13名、農業委員出席者11名、定数に達しておりますので、 只今から7月の農業委員会総会を開会いたします。</p>		
会 長	<p>会長あいさつ 5番松井委員、6番吉田委員議事録押印者任命。 それでは議事に入らせていただきます。事務局説明願います。</p>		
事 務 局	<p>第1号議案農用地利用集積計画申出書について説明します。1頁をご覧下さい。土地の所在、〇〇、地目台帳田、現況田、面積739㎡。利用権の設定をする者〇〇。利用権の設定を受ける者〇〇。利用権の種類、使用貸借。期間、決定日から2年間、借賃〇〇、内容は水稻となります。1筆合計739㎡についてです。2頁をご覧下さい。申請地は、新宮小から南西に約200mにある農地です。3頁に現況のわかる航空写真を、4頁に参考字図集合図を添付しております。</p>		
会 長	何か意見はありませんか？		
〇番委員	期間の管理はどのようになるのか？		
事務局	期限が切れる前に事務局から通知を出します。更新の申請がなければ、自		

	動的に解約となります。
○番委員	以前から〇〇だから〇〇か？
各委員	(〇〇について、各委員が見解を述べる)
事務局	〇〇については、様々な議論がありますが、〇〇のトラブル防止の為利用権の設定を行われます。また期間が2年間となっていますが、当人どうしでの合意があれば途中で解約することもできます。
会長	他に意見はありませんか？意見がなければ、農用地利用集積計画について決をとります。賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということで可決されました。 引き続き第2号議案農用地利用集積計画について事務局説明願います。
事務局	第2号議案農用地利用集積計画申出書について説明します。5頁をご覧ください。土地の所在、〇〇、地目台帳田、現況田、面積1,137㎡。利用権の設定をする者〇〇。利用権の設定を受ける者〇〇。利用権の種類、使用貸借。期間、許可日から令和2年3月31日まで、借賃〇〇、内容は野菜となります。他4筆については記載のとおりです。5筆合計8,465㎡についてです。6頁をご覧ください。申請地は、上府公民館から東に約700mにある農地です。7頁に現況のわかる航空写真を、8頁に参考字図集合図を添付しております。借り手の〇〇さんは営農されており特に問題ありません。以上で説明を終わります。
会長	何か意見はありませんか？
○番委員	〇〇でも〇〇か？
事務局	〇〇であることが要件となります。〇〇と判断していましたが、〇〇を確認させていただき次回報告します。
会長	他に意見はありませんか？意見がなければ、農用地利用集積計画について決をとります。賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということで可決されました。 引き続き第3号議案農地法第3条の規定による許可申請について事務局説明願います。
事務局	農地法第3条の規定による許可申請について説明します。〇〇となります。9頁をご覧ください。土地の所在、〇〇、地目台帳田、現況原野、面積856㎡。譲渡申請人〇〇、耕作者同じ。譲受申請者、〇〇。契約の内容売買。都市計画、調整区域、農振計画、農用外。他1筆については、記載のとおりとなります。2筆合計1,441㎡についてです。10頁をご覧ください。申請

	<p>地は、新宮東中学校から北に約50mにある農地です。11頁に現況のわかる航空写真を、12頁に参考字図集合図を添付しております。〇〇するものです。議請人は営農されており特に問題ありません。以上で説明を終わります。</p>
<p>会 長 ○番委員</p>	<p>何か意見はありませんか？地元委員から意見があればお願いします。 地元では特に問題ありません。</p>
	<p>他に意見はありませんか？意見がなければ、農地法3条の規定による許可申請について決をとります。賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということで可決されました。 引き続き第4号議案農地法第4条の規定による許可申請について事務局説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>第4号議案農地法第4条の規定による許可申請について説明します。13頁をご覧ください。土地の所在、〇〇、地目台帳田、現況畑、面積919㎡。所有者〇〇。他2名、転用届出者所有者に同じ。転用の目的一時転用農地改良。都市計画、調整区域、農振計画、農用外。他1筆については記載のとおりです。2筆合計1,804㎡についてです。14頁をご覧ください。申請地は、原上公民館から北東に約700mにある農地です。15頁に現況のわかる航空写真を、16頁に参考字図集合図を添付しております。17頁をご覧ください。計画図となります。申請地は、以前〇〇で、現在は休耕地となっています。道路よりかなり下がっていますので、農地として利用し易いようにする為、盛土をし、農地を改良します。盛り土は最大で4mほどで、町道と同じ高さになります。雨水は勾配をつけ集水して水路へ放流します。町道との境界については、都市整備課と協議して行います。18頁が縦横断図となります。農地になりますので、近隣への影響はなく、特に問題ありません。以上で説明を終わります。</p>
<p>事務局</p>	<p>第4号議案農地法第4条の規定による許可申請について説明します。13頁をご覧ください。土地の所在、〇〇、地目台帳田、現況畑、面積919㎡。所有者〇〇。他2名、転用届出者所有者に同じ。転用の目的一時転用農地改良。都市計画、調整区域、農振計画、農用外。他1筆については記載のとおりです。2筆合計1,804㎡についてです。14頁をご覧ください。申請地は、原上公民館から北東に約700mにある農地です。15頁に現況のわかる航空写真を、16頁に参考字図集合図を添付しております。17頁をご覧ください。計画図となります。申請地は、以前〇〇で、現在は休耕地となっています。道路よりかなり下がっていますので、農地として利用し易いようにする為、盛土をし、農地を改良します。盛り土は最大で4mほどで、町道と同じ高さになります。雨水は勾配をつけ集水して水路へ放流します。町道との境界については、都市整備課と協議して行います。18頁が縦横断図となります。農地になりますので、近隣への影響はなく、特に問題ありません。以上で説明を終わります。</p>
<p>推進委員 ○番委員</p>	<p>かなりの量の土が必要だがどこからもってくるのか？ 不適切なものであったら、地元も困るのでは？</p>
<p>事務局</p>	<p>〇〇が行います。〇〇してあり、地元と地権者協議してあり問題ないと考えています。詳細については、次回確認し報告します。</p>
<p>会 長</p>	<p>他に意見はありませんか？意見がなければ、農地法4条の規定による許可申請について決をとります。賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということで可決されました。引き続き第5号議案農地法第5条の規定による許可申請報告案件について、事務局説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>第5号議案農地法第5条の規定による許可申請について説明します。19</p>

	<p>頁をご覧ください。〇〇した案件となります。今回〇〇したので、転用の申請となります。また、都市計画法の許可と同時許可になります。土地の所在、〇〇、地目台帳田、現況田、面積39㎡。貸人〇〇。借人〇〇。転用の目的、分家住宅の為、使用貸借となります。都市計画、調整区域、農振計画、農用外。他3筆については記載のとおりです。4筆合計499㎡についてです。20頁をご覧ください。申請地は、上府公民館から東に約500mにある農地です。21頁に現況のわかる航空写真を、22頁に参考字図集合図を添付しております。23頁をご覧ください。計画図となります。申請地は、〇〇された土地となります。外構は未定となりますが、分筆に併せ境界を明確にし、近隣に影響がないようにします。切り土、盛り土はありません。雨水排水、給水、汚水はすべて町道に接続します。近隣への影響はなく、特に問題ありません。以上で説明を終わります。</p>
<p>会 長</p>	<p>何か意見はありませんか？</p>
<p>推進委員</p>	<p>〇〇は問題ないのか？</p>
<p>事務局</p>	<p>〇〇の要件として都市計画法の審査項目となります。〇〇があれば許可がされません。県の方で調整されますが、都市計画の許可を確認してから転用の許可が同時に行われます。</p>
<p>会 長</p>	<p>他に意見はありませんか？意見がなければ、農地法5条の規定による許可申請について決をとります。賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということで可決されました。 引き続き第6号議案について、事務局説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>この案件については、前回ご指導いただいたとおり、〇〇としています。7月1日に会長、副会長と〇〇を行いました。 (会長補足説明) それでは、第6号議案農地法第5条の規定による許可申請について説明します。24頁をご覧ください。土地の所在、〇〇、地目台帳田、現況畑、面積2,140㎡。譲渡人〇〇。譲受人〇〇。転用の目的、資材置場、都市計画、調整区域、農振計画、農用外。他3筆については記載のとおりです。4筆合計3,415㎡についてです。25頁をご覧ください。申請地は、原上公民館から北東に約650mにある農地です。26頁に現況のわかる航空写真を、27頁に参考字図集合図を添付しております。28頁をご覧ください。計画図となります。申請地は、資材置き場として再整備します。雨水勾配をとる為、若干の切盛を行います。雨水は集水して一箇所から町水路へ放流、給水、汚水はありません。29頁が縦横断図となります。近隣への影響はなく、特に問題ありません。以上で説明を終わります。</p>
<p>会 長</p>	<p>何か意見はありませんか？</p>

推進委員	〇〇すべきではないか？
事務局	ご指摘のとおりです。〇〇についてご意見をお願いします。
推進委員	〇〇となる。〇〇では？
推進委員	地元でも〇〇。ご理解いただきたい。 (〇〇について協議) 〇〇により、転用を認める。
事務局	今後、〇〇については、農業委員さんの意見を確認しながら進めます。今回は、〇〇という形で転用許可相当としてよろしいでしょうか。
会 長	他に意見は？
〇番委員	〇〇の基準は？
事 務 局	〇〇未満は、農業委員会への届出、それ以上は県の許可案件となります。
〇番委員	届出がいない範囲で〇〇できるのか？
事 務 局	何か不審な点などあれば指導しますので、ご連絡をお願いします。
会 長	他に意見はありませんか？意見がなければ、第6号議案農地法5条の規定による許可申請について決をとります。賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということで可決されました。 引き続き報告案件について、事務局説明願います。
事務局	それでは報告案件、その他非農地証明について説明します。30頁になります。土地の所在〇〇、地目台帳畑、現況非課税、面積177㎡。所有者〇〇。証明願出人、所有者に同じ。証明の根拠となる事由、平成13年頃〇〇した土地で、農地としての利用がなく今後も利用の見込みがない為。都市計画、市街化区域、農振計画、区域外1筆合計177㎡についてです。31頁をお開きください。位置図になります。的野公民館から南西に約500mとなります。32頁に現況のわかる航空写真を、33頁に参考字図集合図を添付しております。申請地については、〇〇の土地となります。〇〇となった為、非農地証明を行い、土地の有効利用を目的として申請されています。近隣への影響もありませんので特に問題ないと考えます。以上で説明を終わります。

会 長	何か質問はありませんか？他に何かありませんか？ないようでしたら、次回の日程調整を行います。（日程調整）
事務局	<p>それでは、今回は、8月5日（月）、16時10分から開催します。これを持ちまして7月の農業委員会総会を閉会します。</p> <p>全員起立、礼、お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">以上17：05分</p>